

公益財団法人 兵庫県まちづくり技術センター
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの 5年間

2 目標と取組内容・実施時期

【目標1】

ワークライフバランスの実現を図り、職員の家庭や子育てへの参加意識を高めるため、従業員全体の時間外労働時間の月平均7時間以内を維持する

<実施時期・取組内容>

●令和4年4月～

職場会議等を通じて、職員の超過勤務時間の削減について啓発する。

●令和4年4月～

職場会議等を通じて、職員の休暇取得促進について啓発する。

●令和4年4月～

勤怠管理システムを導入し、職員の勤務状況を随時把握できるようにする。

●令和4年4月～

毎週水曜日と金曜日は、定時退庁を推奨する。

●令和4年4月～

多様な働き方ができる環境づくりを行うため、在宅勤務を推進する。

【目標2】

センター職員の誰もが働きやすい職場環境づくりに努める

<実施時期・取組内容>

●令和4年4月～

毎年度、職場会議等を通じて、ハラスメントの防止について周知を徹底する。